

知的財産学の標準カリキュラムと 大阪工業大学の知財教育

会員・大阪工業大学 教授 小林 昭寛



要 約

高等教育機関で育成すべき知財専門家の人材像の変遷について触れたのち、知的財産の専門教育における標準的なカリキュラムを定めた「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」の概要を解説し、最後にその実践例の一つとして、大阪工業大学・知的財産学部及び知的財産研究科（知財専門職大学院）の教育課程の概要を紹介する。

目次

1. 知財専門家の人材像の変遷
2. 知的財産学における教育課程編成上の参照基準
 2. 1 「知的財産」の定義
 2. 2 「知的財産制度」の定義
 2. 3 「知的財産学」の定義
 2. 4 知的財産学を学ぶ学生が修得すべき8つの専門的能力
 2. 5 知的財産学を学ぶ学生が修得すべき3つの汎用的能力
 2. 6 教養教育としての知的財産学
3. 大阪工業大学における知的財産専門教育
 3. 1 学士課程と修士課程の連携
 3. 2 知的財産学部の紹介
 3. 3 知的財産研究科（知財専門職大学院）の紹介

財産制度を熟知し、研究者が生み出した成果の知的財産としての保護、知的財産侵害への対応、知的財産の流通等について、専門的な知識を駆使して、知的創造サイクルに属する様々な制度の運用を中核的に担う人材」だった。この人材像では、権利取得以外の能力も求められるようになってきていることが分かる。ただし、知的財産マネジメントに関する能力を求めるものではなかった。

しかしその後、産業界を中心として日本企業の知的財産の活用における戦略性の不足が反省されるようになり、知的財産権の取得を主な業務とする旧来型の知的財産管理業務ではなく、経営戦略や事業戦略を理解した上でより広い視点から知的財産マネジメントを立案実行できる人材を求める声が高まった。

こうした動きを反映して、2012年に知的財産戦略推進事務局が策定した「知財人材育成プラン」では、イノベーション戦略性を新たな軸とした「知財マネジメント人材」の育成の必要性が強調されることになった。

また、2017年には、経済産業省・特許庁が「知財人材スキル標準」を大幅に改訂し、知財人材のミッションとして「事業への貢献」を掲げるとともに、知財人材に求められる重要なスキルの一つとしてビジネスに関する知識を明記した。この背景には、経営陣・事業部門・研究開発部門に対し適切な提案をすることができる知財人材が社会から求められているという実態があった。

1. 知財専門家の人材像の変遷

大学・大学院などの高等教育機関において知的財産の専門教育が始まった契機は、20年前の「知的財産立国宣言」である。その当時に高等教育機関が育成することを求められていた人材像は、「知的財産の権利化実務を含む法律・技術等全般にわたる実務に携わる高度専門職業人」であり、主に特許分野の権利取得業務に携わる人材を想定したものであった。

しかし、どのような能力を有する「知財専門家」を育成すべきか、そして、そのためにどのような教育内容とすべきかについての考え方は、その後徐々に変化してきた。

2006年に知的財産戦略推進事務局が策定した「知的財産人材育成総合戦略」における人材像は、「知的

2. 知的財産学における教育課程編成上の参照基準

上記のような知財専門家の人材像に対し、各大学

は、それぞれ独自のカリキュラムで知財専門人材の育成を行っている。大学ごとにカリキュラムが異なることは、学問の自由と大学の自治の考えに基づけば不思議なことではないが、大学教育の品質保証の観点からは、各大学が標準的な内容のカリキュラムに基づいた教育を行うことにも大きな意義がある。

こうした考えに基づいて高等教育機関における知的財産の専門教育のカリキュラムを編成する際の基準を提供するために作成されたのが、「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」である。教育を業としていない多くの読者にとっては「教育課程編成上の参照基準」という用語は聴きなれないものと思われるが、本稿の文脈では「標準的なカリキュラム」のことと理解していただければよい。

本稿の前半部では、2022年2月に公表された「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」の作成に携わった者を代表して、参照基準について紹介したい⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾。

2. 1 「知的財産」の定義

本参照基準の第一のポイントは、「知的財産」について広い定義を置いた点である。

「知的財産」についての定義を置いた理由は、「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」を作成するためには「知的財産学」とは何かを決める必要があり、そのためにはそもそも「知的財産」の定義を決める必要があるためである。

この参照基準においては、「知的財産」を「社会にとって経済的、精神的又は文化的な価値を有する情報」と広く定義した。知的財産基本法においては以下の3種類のみを知的財産としているが、本参照基準ではこれよりも広い定義とし、下記の3つに限定されることなく「社会にとって経済的、精神的又は文化的な価値を有する情報」すべてが知的財産であると定義した。

「情報」という視点から知的財産を捉えるとともに、経済的な価値だけでなく、精神的・文化的な価値を有するものについても知的財産学の対象とすることにより、知的財産の専門教育においてより幅広い学びを提供するためである。

①発明などの技術的なアイデア、製品デザインなどの意匠、音楽や映画などの著作物、植物新品種その他の人間の知的創作活動によって生み出される無形財

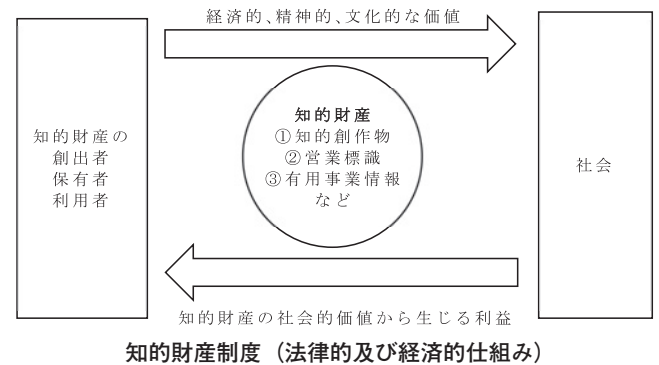
(以下「知的創作物」という)

- ②商標や商号などの商業ブランド、地理的表示や原産地表示などの地域ブランドその他の事業活動に用いる表示 (以下「営業標識」という)
- ③営業秘密、ビッグデータその他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報 (以下「有用事業情報」という)

なお、この定義から当然のことであるが、法的保護を受けることができる対象かどうかは、その対象が知的財産であるかどうかとは関係しない。また、金銭的な利益が得られるかどうかは、その対象が知的財産と言えるかどうかとは関係しない。(法的保護適格性と利益獲得性の点については、後述の「知的財産制度」の機能に関して説明する。)

2. 2 「知的財産制度」の定義

「知的財産学」が社会にとって有用な学問であり、かつ他の学問分野とは異なる固有の特徴を持つ独立した学問分野であることを明らかにするためには、知的財産と社会との間の関係性や相互作用を規定するシステム、すなわち知的財産制度について説明する必要がある。そのため、本参照基準においては「知的財産制度」についての定義を置くこととした(図1)。



【図1】

本参照基準では、「知的財産制度」を「知的財産の社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する法律的及び経済的な仕組み」と定義している。「法律的な仕組み」は知的財産法で構成され、「経済的な仕組み」は、①知的財産自体の取引から利益を享受する仕組みと、②知的財産を利用した事業から利益を享受する仕組みの2種類を含む。

「知的財産制度」という用語は、もっぱら知的財産に関する法制度を意味するものとして使用されることが多いが、本参照基準においては、「法律的な仕組み」

と「経済的な仕組み」の双方を意味する用語として定義している。この点が、本参照基準の第二のポイントである。

(1) 知的財産制度の法律的仕組み

知的財産の創出者や保有者が知的財産の社会的価値から生じる利益を享受するためには、特別な法律的な仕組みが必要不可欠である。

その理由は、知的財産の本質が「情報」であるからである。情報は、いったん他者に対して伝達されると、その者による利用を止めることも、更なる伝播を止めることも困難であるとともに、情報の伝播を受けた者からその情報を取り戻すことも困難である。公開された情報は、有体物とは違って特定の者が物理的に占有することができないから、その情報は広く他者と共有されることになる。したがって、有体物の占有者がその有体物から生じる利益を独占的に享受することができるのとは違って、情報の創出者は、その情報を公開した後は、その情報から生じる利益を独占的に享受することが困難である。

こうした事情から、知的財産法においては、一定の要件を満たす知的財産に対して、知的財産権による法律的な保護を与えることによって、知的財産の創出者や保有者がその知的財産について自己の財産権として利益を享受することができるようにしている。

すなわち、知的財産を知的財産権によって法的に保護する知的財産法の仕組みを通じて知的財産の創出者や保有者に対して財産的利益を与えると同時に、知的財産の利用者による適正な利用の促進を通じて社会全体で知的財産から生じる利益を享受できるようにしている。

ただし、知的財産法で与えられる知的財産権だけが知的財産を法的に保護する方法というわけではない。知的財産の創出者・保有者と利用者との間の法的契約によって、知的財産の創出者や保有者にとっての財産的利益を確保することも可能である。こうした当事者間の契約による保護もまた、知的財産の利益の享受のための法律的な仕組みに含まれる。

(2) 知的財産制度の経済的仕組み

知的財産の創出者、保有者及び利用者が知的財産の社会的価値から生じる利益を享受するための経済的な仕組みは、法律的な仕組みに並んで知的財産学の重要

な部分を構成している。

知的財産制度の経済的な仕組みは、少なくとも二つある。第一の仕組みは、知的財産それ自体を商品・サービスとして取引することによる利益の享受であり、第二の仕組みは、企業などの事業体の経営資源としての知的財産を、事業活動を支える諸要素の一つとして利用することによる事業収益としての利益の享受である。

現実の経済社会では第一と第二の仕組みが組み合わせられることも多いが、両者は別の仕組みである。

①第一の経済的仕組み（知的財産自体の取引からの利益享受）

知的財産が財産権として保護され、財産的価値が与えられると、知的財産の創出者や保有者は知的財産それ自体を商品・サービスとして取引することによって対価を得ることができる。このように、第一の経済的な仕組みは、上記の法律的な仕組みに直接由来する経済的利益を得る仕組みである。

たとえば、映画、小説、アニメ、漫画、音楽、コンピュータプログラムなどの著作物の知的財産を例にとると、著作物を（その複製物の譲渡によって又はその著作物へのアクセス許可によって）売買することで、知的財産の創出者や保有者が経済的利益を享受できる。限定提供データの知的財産も同様に、他者にそのデータへのアクセスを認めることによってそのデータを商品・サービスとして取引することができる。植物新品種の知的財産の場合も、種子や苗の形でその新種の植物の遺伝情報を取引することにより、知的財産の創出者や保有者が経済的利益を享受することができる。

②第二の経済的仕組み（知的財産を利用した事業からの利益享受）

これに対し、第二の経済的な仕組みは、知的財産の創出者、保有者又は利用者である企業等の事業体が、事業活動を実施するために必要な諸要素の一つとして知的財産を利用し、その事業の収益の一部として知的財産から生じる利益を享受するものである。

たとえば、発明、考案、意匠、営業標識、営業秘密などの知的財産の場合、その知的財産自体を商品・サービスとすることもできるが、事業活動を実施する過程で知的財産を利用し、事業収益の形で知的財産から生じる利益を享受することのほうがより一般的である。

発明を例にとると、もっぱら他者に対する特許発明の実施許諾によって対価を獲得するのが第一の仕組みに相当し、特許発明を自己の事業活動の実施のための一要素として利用することによって事業収益を獲得するのが第二の仕組みに相当するが、事業会社においては第二の仕組みによる利用形態のほうが多い。同様に、営業秘密の場合も、事業会社においては第二の仕組みによる利用形態のほうが普通である。

事業活動においては、商品・サービスの競争優位や事業全体の競争優位を確保することが必要であるが、知的財産は競争優位を確保するための重要な要素の一つになりうる。

例えば、企業における事業活動においては、新たな商品・サービスの開発や既存の商品・サービスとの差別化のために、発明・考案・意匠・技術的営業秘密・コンピュータプログラムなどの知的財産を利用することが日常茶飯事である。同様に、事業活動におけるコストの低減のためにも、発明・考案・技術的秘蔵・コンピュータプログラムなどの知的財産を頻繁に利用している。また、商品・サービスの販売を増大させ、顧客忠誠心を高める手段として、商標等の営業標識に基づくブランドイメージの構築も有力な手段となっている。

また、第二の仕組みでは知的財産を事業遂行の一手段として用いることから、事業収益の極大化のために、敢えて知的財産を独占利用せずに積極的に他社に無償利用させる戦略を取ることもある。例えば事業戦略としてのオープン&クローズ戦略においては、オープン領域における知的財産を他者に無償で利用させることが前提となっているが、こうした無償の利用許諾は、第一の仕組みでは想定されておらず、知的財産を事業遂行の一手段と位置づける第二の仕組みでこそ成立するものである。

また、事業において利用される知的財産は一種類のみということとは例外的であり、その事業に必要な異なる種類の知的財産が組み合わされて利用される（「知財ミックス」）ことがほとんどであるが、これも第二の仕組みでは知的財産が事業遂行のために必要な一要素と位置づけられているからにほかならない。

なお、事業活動においては、知的財産法による法的保護を受けていない知的財産も数多く利用されている。例えば、法的保護のための手続きを取っていない知的財産（特許出願されていない発明等）や、法的保

護のための要件を満たさない知的財産（新規性はあるが進歩性がない発明や、ビジネスモデルの発明のように発明該当性の要件を満たさない発明等）なども、事業の競争優位を確保するための要素になる。このように、第二の経済的な仕組みによれば、法的保護を受けている知的財産だけでなく、法的保護を受けていない知的財産に基づいて利益を享受することも可能である。

しかし、事業の競争優位は短期間で消失するものであっては意味がなく、長期間にわたって維持されることが好ましい。所定の要件を満たす知的財産には法的な財産権が認められるから、他者による無断利用を一定期間にわたって防ぐ効果を有する。これが事業における「模倣困難性」を生み出し、商品・サービスの競争優位や事業の競争優位を長期間にわたって維持することが可能となる。またこの逆に、ある事業への参入障壁が知的財産権以外の経営資源や経営戦略によって確保された場合は、その事業に利用されている知的財産（法的に保護されていないものを含む）について結果的に模倣困難性が確保されることもある。

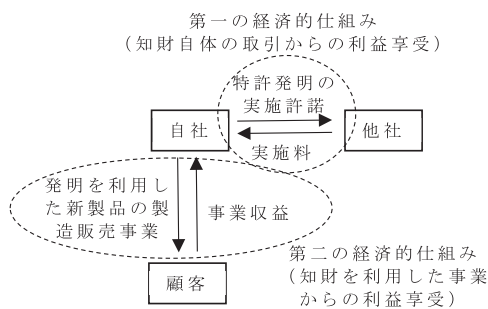
以上のことから分かるように、第二の経済的仕組みにおいては、知的財産が単独で競争優位を生み出すのではなく、事業活動を支える諸要素の一つとしての知的財産が、他の要素と相まって事業活動全体としての競争優位を生み出す。また、知的財産権が単独で模倣困難性を生み出すのではなく、事業活動を支える諸要素の一つとしての知的財産権が、他の要素と相まって事業活動全体としての模倣困難性を生み出す。

したがって、第二の経済的仕組みにおいては、事業体の経営戦略、事業戦略、マーケティング戦略及び研究開発戦略の文脈において、これらと統合的に知的財産及び知的財産権の創出や利用について考察する必要がある。

【2種類の経済的仕組みの例】

例1：製造業における2つの経済的仕組み（図2）

自社の特許発明を他社に実施許諾して実施料を得るのが第一の経済的仕組みに該当し、自社の知的財産である発明を利用した新製品の製造販売事業で利益を得るのが第二の経済的仕組みに該当する。



【図2】

例2：プラットフォームビジネスにおける2つの経済的仕組み（図3）

プラットフォームとしてのグーグル社（登録商標）が3種類の顧客間の取引を支援するプラットフォームビジネスであるユーチューブ事業（登録商標）においては、ユーチューバーが自身の知的財産である動画を投稿して視聴者に視聴させ、その対価をグーグル社から得るのが第一の経済的仕組みに該当する。また、グーグル社がプラットフォームビジネスの経営資源として投稿動画（知的財産）を利用して視聴者を吸引し、視聴者に向けた広告事業によって広告主の企業から広告料収入を得るのが、第二の経済的仕組みに該当する。

2.3 「知的財産学」の定義

本参照基準の第三のポイントは、「知的財産学」を定義した点である。本参照基準における「知的財産学」の定義は、「法律・経済・技術・文化・国際などの多様な観点から、社会にとっての知的財産の価値を考察するとともに、その社会的価値から生じる利益を知的財産の創出者、保有者及び利用者が享受する法律的及び経済的な仕組みについて考察する学問」である。

知的財産学における第一の考察対象は「知的財産」である。知的財産が有するさまざまな社会的価値（経済的価値、精神的価値、文化的価値）について考察す

ることや、知的財産が持つ社会的な価値を高める方策、価値が高い知的財産を創出する方策等について探求することなどが、知的財産学の範囲に含まれる。

知的財産学の第二の考察対象は、「知的財産制度」である。法律的な仕組みとしての知的財産制度及び経済的な仕組みとしての知的財産制度について、その仕組みがどのように機能するかを考察し、その仕組みを利用した実践の方法を検討することに加え、その仕組みがより良く機能する方策を探求することなどが、知的財産学の範囲に含まれる。

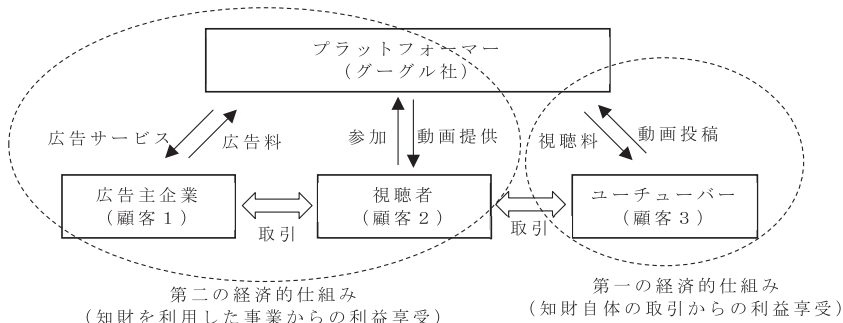
第三に、「知的財産学」の範囲は、知的財産や知的財産制度そのものの考察に加え、知的財産制度とその他の制度や経済社会の動向との関わりについての考察にも及ぶものとした（2.4の（8）を参照）。

考察のための方法論として、法学、経営学、経済学、自然科学、人文学など他の学問分野の知識が必要となるため、本質的に学際的な性格を持つ点が知的財産学の際立った特徴であるが、直接の考察対象は知的財産の価値や知的財産制度そのもの（他の制度等との関係を含む）であり、知的財産の視点から世界を見る学問であると言える。

2.4 知的財産学を学ぶ学生が修得すべき8つの専門的能力

本参照基準の第四のポイントは、知的財産学を学ぶすべての学生が身に付けることを目指すべき基本的素養を、下記（1）～（8）の8つの専門的能力として整理した点である。

また、第五のポイントは、学士課程における専門教育と修士課程における教育の双方にわたる教育課程で学ぶ前提で、8つの専門的能力を掲げた点である。そのようにした理由は、知的財産学が学際的な学問であって対象範囲が広く、しかも極めて専門的で高度な内容の事項も含まれているためである。



【図3】

(1) 知的財産の価値の理解と尊重

社会にとっての知的財産の経済的、精神的又は文化的な価値について理解し、他人が創出し又は保有する知的財産を尊重する倫理観を持つことは、知的財産学を学ぶ過程で養うべき最も基本的な素養である。

(2) 知的財産制度の法律的な仕組みに関する理解

知的財産法とその実務について学ぶことは、知的財産学の重要な部分を構成している。少なくとも下記に掲げる主要な知的財産法とその実務に関する理解は、知的財産学を学ぶすべての学生が身に付けるべき基本的な素養である。

- ①主要な知的財産法（特許法、実用新案法、意匠法、著作権法、商標法、不正競争防止法）における（i）保護要件、（ii）権利取得過程及び取得後の手続に関する事項、（iii）権利の内容と制限及び権利の帰属に関する事項、（iv）各法律に固有の事項、（v）上記に関する法律実務などについての理解
- ②知的財産に関する主要国の外国法についての理解
- ③知的財産に関する国際条約についての理解
- ④法学の基本的事項についての理解

(3) 知的財産制度の経済的な仕組みに関する理解

企業の事業活動を支える諸要素の一つとして知的財産を利用することによって利益を獲得する場合は、経営戦略・事業戦略・マーケティング戦略及び研究開発戦略の文脈において知的財産及び知的財産権を利用する。したがって、知的財産学を学ぶ学生が身に付けるべき基本的な素養の中には、必然的に、経営戦略、事業戦略、マーケティング戦略、研究開発戦略などに関する知識も含まれる。具体的には、下記の事項に関する知識やスキルが挙げられる。

- ①知的財産権から生じる経済的利益についての理解
- ②経営・事業戦略・マーケティングについての理解
- ③事業における知的財産の利用についての理解
- ④事業戦略に整合した知財マネジメントについての理解
- ⑤企業における知財関連業務についての理解
- ⑥知的財産の経済的価値の評価についての理解
- ⑦知的財産創出・事業構想スキル

(4) 契約及び契約交渉に必要な知識とスキル

知的財産に関する契約の締結は、知的財産法の知識に加えて、契約法の知識や契約書作成のような法律実務上のスキルを必要とする。しかし同時に、ビジネス上の交渉の結果として契約を締結することが多いから、契約には経営学的なビジネス知識を必要とすることも多い。

(5) 知的財産の内容理解に必要なスキル

さまざまな知的財産のうち技術的な性格を持つ知的財産の場合は、その取り扱いにおいて自然科学上の知識が必要になることが多い。したがってその内容について理解するために必要な自然科学上のすべての知識を有することが理想ということもできる。しかし、現実的には、その知的財産の内容を理解するために必要な情報を創作者や他の情報源からその都度収集して、自分の理解のために活用することができるスキルがあれば十分であり、むしろその方が適切と考えられる。

(6) 知財情報の検索と分析のスキル

知的財産分野においては、法的・技術的な視点で必要な情報を大量の情報の中から検索する情報検索スキルが重要となる。また、知的財産情報を技術的又は経営学的な観点から分析する情報分析スキル（いわゆる「IP ランドスケープ」を含む）も、知的財産学を学ぶ学生が身に付けるべき重要な基本的素養の一つである。

(7) 知的財産に関する語学スキル

知的財産の価値に国境はなく、外国の知的財産制度を利用することも多いことから、知的財産学を学ぶ過程で、知的財産に関する事項について外国語で処理することができる語学スキルを身に付けることが望ましい。

(8) 経済社会の動向と知的財産との関係についての理解

知的財産制度は、他の法律的、経済的又は社会的な仕組みや、経済社会の動向に影響を受けることが多い。下記の事項はその典型例であり、こうした事項について考察することも知的財産学の範囲に含まれる。

- ①独占禁止法と知的財産権の行使
- ②技術標準と知的財産制度

- ③技術革新が知的財産制度に与える影響
- ④産業構造の変化が知的財産制度に与える影響
- ⑤国際社会の動向が知的財産制度に与える影響

2. 5 知的財産学を学ぶ学生が修得すべき3つの汎用的能力

本参照基準の第六のポイントは、知的財産学を学ぶことにより身に付く下記(1)~(3)の3つの汎用的能力を明らかにした点である。

(1) 社会的利益と私的利益のバランス感覚

知的財産から生じる利益を、社会全体と知的財産の創出者・保有者・利用者とが分け合うための仕組みとしての知的財産制度を学ぶことを通じて、公益と私益のバランス感覚が養われる。

(2) 論理的な思考力と合目的な実践力

理論的・人工的な知財制度の法律的仕組みを理解するためには論理的な思考力が必要である。また、経済社会の現実に基づく知財制度の経済的仕組みを実際に利用するには、目的達成に適した実践力が必要となる。

(3) 複眼的なものの見方

知的財産の経済的、精神的又は文化的価値を、法律・経済・技術・文化・国際などの多様な観点から考察し、知的財産制度を法律的及び経済的な仕組みの二つの観点から考察することを通じて、複眼的な見方が養われる。

2. 6 教養教育としての知的財産学

本参照基準の第七のポイントは、教養教育としての知的財産学についても言及している点である。知的財産の価値は社会のあらゆる分野にわたって広く万人に影響を及ぼすから、非専門家に対して一般教養としての知的財産学を学ぶ機会を提供することにも大きな意義がある。

①知財創出人材に対する知財教育

将来的に知的財産を創出することが期待されている自然科学系や工業デザイン系の学生が、在学中に、発明やデザインの社会的価値、企業が法的保護を求める理由、創作物の取り扱い方法、創作者の権利、知財情報の検索や分析の方法などを学ぶことは有意義である

う。芸術系・文学系の学生が創作者の法的権利を学ぶことにも意義がある。

②知財の利用人材に対する知財教育

将来的に企業等で事業運営に携わる可能性がある経済・経営系の学生が、在学中に知的財産制度の経済的仕組みについての基礎的な事項を学ぶことは有意義であろうし、企業法務に携わる可能性がある法学系の学生が知的財産制度の法的仕組みについて理解することも有意義であろう。

3. 大阪工業大学における知的財産教育

本稿の後半部では、前半部で解説した「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」の実践例の一つとして、大阪工業大学における知的財産の専門教育課程について紹介する。

3. 1 学士課程と修士課程の連携

他の大学における知的財産の専門教育は、もっぱら修士課程(大学院レベル)で実施されていることが多いが、本学における知的財産の専門教育は、学士課程の「知的財産学部」と修士課程の「知的財産研究科」(知財専門職大学院)の2つの課程で連携して実施している点が、他大学との大きな相違点である。

知的財産学は学際的な学問であって対象範囲が広く、しかも極めて専門的で高度な内容の事項も含まれているため、学士課程だけあるいは修士課程だけですべてをカバーすることは困難であるためである。

(1) 学部と大学院で知財専門教育を受けるルート

本学においては、知的財産の専門家として企業等の知財担当者や弁理士として活躍することを目指す学生に対しては、知的財産学部の卒業後に大学院(知的財産研究科)に進学することを奨励し、学士課程及び修士課程の全期間をフルに活用して上記の8つの専門的能力のすべてについて学修できる機会を与えることとしている。

また、内部進学者に供与される返済不要の学内奨学金や、学部において特に優秀な成績を収めた者が学部を3年間で卒業して大学院に進学できる「早期進学制度」などにより、大学院進学率の向上を図っている。

このように学部と院の一貫教育による専門家育成を推進した結果、知的財産学部生の大学院進学率は20%

以上に上っており、文系学部としては日本最高レベルとなっている（日本の社会科学系の学部の大学院進学率は平均2～3%程度に過ぎない）。

大学院修了後の進路については、製造業分野の大企業を中心に知的財産に関する専門性を活かした就職をする学生が多く、一般学生の大学院修了者のうち知財職・法務職として採用される者は例年50%～70%に上っている。

（2）学部のみで知財専門教育を受けるルート

必ずしも知的財産の専門家を目指していない学部生（大学院に進学しない80%の学部生）に対しては、知的財産学の学びを通じて法学と経営学の知識を幅広く修得させることにより、企業等の事務系総合職としての就職の道を推奨している。

知的財産を中心に法学と経営学を学んだ学生に対する求人ニーズは強く、知的財産学部の卒業生は、メーカー、情報サービス、流通、金融、エンタメ、公務などさまざまな業界に就職し、さまざまな職種で活躍している。そのため大学の就職率ランキングでは常に全国トップクラスを維持しており、2021年の実就職率93.5%は、法文系学部で全国2位である（大学通信ONLINE「2021年学部系統別実就職率ランキング」参照）。

3. 2 知的財産学部の紹介

本学の知的財産学部は2003年4月に開設された。これは日本初の知的財産を専攻とする学部であったが、追随する他大学が現れないことから、現在でも日本で唯一の知的財産の専門学部である。定員は140名ほどであり、これまでに16期約2300人の卒業生を輩出している。

理系大学にある社会科学系の文系学部というユニークな位置づけの学部であり、在学生は男女ともに文系学生が多数派であるが、理系からの進学者も目立っている。文理問わず、以下のようなタイプの学生に入学を勧めている。

- ①法律や経営などの社会や企業の仕組みに興味がある人
- ②新しい技術やデザインを使った商品づくりに興味がある人
- ③商品のネーミングや広告などのブランディングに興

味がある人

- ④エンタテインメント業界を運営する仕組みに興味がある人

知的財産学部の教育課程については、大学の学士課程に必要な一般教養科目に加え、本稿で紹介した「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」において示した8つの専門的能力のうち基礎的な事項と3つの汎用的能力を身に付けるための専門科目を提供している。

また、学生の関心に応じて、①「知的財産プロフェッショナルコース」（法学の比重が大きい）、②「ブランド&デザインコース」（マーケティングの比重が大きい）、③「ビジネスマネジメントコース」（経営学の比重が大きい）の3つのコースの選択を可能としている。

また、1年次からの少人数ゼミと企業出身教員による実践的教育で、個々人に適した成長を支援するとともに、プレゼンテーション大会やビジネスアイデアコンテストへの出場などのプロジェクト型学習で問題解決力を養成している。

弁理士試験の受験支援にも注力しており、学部又は大学院に在学中の合格者（日本最年少合格者を含む）を毎年のように輩出している。

3. 3 知的財産研究科（知財専門職大学院）の紹介

知的財産研究科は、2005年4月に専門職大学院として開設された。その後開設された他の知財専門職大学院が通常型の大学院に転換してきているため、現在では日本で唯一の知財専門職大学院となっている。定員は30名で、これまでに16期約520人の修了生を輩出している。

知的財産研究科のこれまでの入学者の構成内訳は、一般学生65.7%、社会人学生28.3%、外国人留学生6%である。一般学生の多くは内部進学者であるが、他大学からの進学者も増えている。

本参照基準の策定の以前から、知的財産研究科の教育目標は、「イノベーションを支援するために必要な知的財産に関する知識・技能を備えるとともに、法律の素養、国際的な視野およびビジネス感覚をもった高度な専門職業人を養成する」（大学院学則3条5項）というものであり、法律、実務、ビジネス、国際などの多観点から知財専門家を育成することを目指してい

た。これは知的財産を「多面的な一つの塊」と捉えているからである（図4）。



【図4】

知的財産研究科の教育課程は、本稿で紹介した「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」に沿ったものとなっている。学部とは異なり、本参照基準において示した8つの専門的能力のすべてについて、高度な事項や応用的な事項も含めてカバーする授業科目を数多く提供している。

具体的には、①基幹法領域、②イノベーション支援領域（実務領域）、③グローバル領域、④ビジネス領域などの科目領域にわたって合計60科目120単位相当（修了要件40単位の3倍）の豊富な選択肢を用意し、知的財産を多面的かつ総合的に学ぶことができる機会を提供している。

(注)

(1)「教育課程編成上の参照基準」は、大学教育（特に学士課程）の質保証の観点から文部科学省が推奨しているもので、これまでに法学、経済学、経営学、電気電子工学、機械工学、化学、医学、薬学など33の学問分野における参照基準が作成されている。しかし、「知的財産学」における参照基準はこれまで存在しなかった。

(2)これまでの33の学問分野における参照基準は、文部科学省の諮問を受けた日本学術会議が各学問分野の専門家を集めて作成したものである。しかし、日本学術会議には知的財産学についての検討母体はなく、また知的財産の専門教育を行う「学士課程」を有する大学は大阪工業大学のみであるため、本学が作成に取り組むこととなった経緯がある。作成にあたっては、本学の教育課程連携協議会の委員を務める外部有識者の御意見を踏まえて、知的財産学部及び大学院知的財産研究科の教員が作業を行った。また、作成過程においては、産業界の有識者の方々、知財関係官庁の有識者の方々、他の大学・大学院の知財教育関係者の方々からの御意見を広く聴取した。

(3)「知的財産学における教育課程編成上の参照基準」（2022年2月14日公表）の原文は、以下のサイトで公開している。本稿では、参照基準の内容を要約して紹介する箇所と、原文をそのまま引用する箇所が入り混じっているため、正確な内容については原文をご覧ください。

http://www.oit.ac.jp/ip/graduate/education/ip_reference.html

（原稿受領 2022.8.29）